

税の申告が始まります

2月16日～3月15日

今年も税の申告の季節がやって参りました。所得税の確定申告と納税、町・県民税（住民税）の申告は、いずれも2月16日から3月15日までです。

この期間中、町では役場2階会議室において申告相談を開設します。日程については3ページの日程表のとおりですが、2月19日・26日のみ日曜日に予約制で申告相談及び申告書の受付を行います。

なお、東日本大震災で被害を受けた方は申告相談に時間を要すると思われる。また、毎年申告期間の終了間際になりますと窓口が大変混雑し、長時間お待ちいただくことがありますので、該当の相談日を確認の上早めに申告をお願いします。

所得税の申告

申告が必要な方

- ① 平成23年1月から12月までの事業・その他所得金額の合計額が、基礎控除や扶養控除などの所得控除の合計額を超えると
 ・ 給与以外の所得が20万円を超える方
- ② 給与所得のある方で、次のいずれかに該当する方
 ・ 給与の年収が2千万円を超える方
- ③ 給与を受けている方
 ・ 給与の支払いを2ヶ所以上から受けている方
- ④ 所得税が還付される方は、確定申告をすることで所得税が還付される場合があります。

- ・ 多額の医療費を支払った方
- ・ 住宅ローンを利用して住宅を取得又は増改築等をした方で、一定の要件にあてはまる方
- ・ 退職した後就職をしなかった方で、年末調整を受けていない方
- ・ 源泉徴収票、各種控除証明書、領収書などをお持ちください。なお、還付申告は2月1日から受付します。

東日本大震災で被害を受けた方

被害を受けた方

東日本大震災等で被害を受けた方は、所得税が還付される場合があります。申告する方は次の書類等もご用意ください。

- ① 被害を受けた資産の種類、取得時期、取得価額等のわかるもの
- ② 被害を受けた資産の取り壊し費用、除去費用などのわかるもの
- ③ 被害を受けたことにより受け取る保険金などの金額がわかるもの
- ④ 町から交付された「り災

証明書」など被害状況がわかるもの

譲渡所得がある方

平成23年中に、土地や建物などを譲り渡したり交換したりした場合は、譲渡所得の申告が必要です。

なお、譲渡所得のある方は、原則的に佐原税務署での申告となります。

青色申告で

合理化と節税を

青色申告は、経営の合理化と節税に役立ちます。平成24年分から青色申告をする方は、3月15日までに青色申告承認申請書等を提出してください。

農業所得の申告

農業所得は、収支内訳書に基づき算出することになっています。役場に必要経費集計表を用意してありますので、事前に集計の上、申告をお願いします。

なお、集計がされていない場合は順番が後になりますのでよろしくお願ひします。

内訳書の記入が不備な方は、農業取引記入帳など

内容確認のため、次の書類もご用意ください。

「収入に関するもの」

- ① 出荷や販売した農作物の金額、取引先、取引期日などがわかるもの（預金通帳・仕切書・積算書・出荷金額証明書など）
- ② 受取共済金、補償金、雑収入などの金額がわかるもの
- ③ 農作物の家事消費量（経費に関するもの）
- ④ 小作料、作業委託料、雇人費、リースセンター使用料、土地改良費などの領収書
- ⑤ 農業用機械・器具、農業用自動車等の燃料費、修繕費、保険料、租税公課の領収書。新規に取得した場合は販売証明書又は取得日がわかる領収書
- ⑥ 農業近代化資金利子の金融機関などの証明書
- ⑦ その他肥料等農業に関連した支出に対する領収書

なお、税務署から告書が郵送されている場合は、その申告書を使用しますので持参してください。

または、役場町民課税務係 ☎ ⑦2112 まで。